

安倍晋三内閣総理大臣、松野博一文部科学大臣 宛

国際婦人年連絡会 世話人 實生 律子
紙谷 雅子
大倉多美子

「教育勅語」利用を容認する発言および閣議決定の撤回を求めます

松野博一文部科学大臣は 3 月 14 日の記者会見で、教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような配慮があれば「教材として用いることは問題としない」との見解を示し、配慮が適切かどうかの判断は「(都道府県などの) 所轄庁が判断するものだ」と発言しました。

教育勅語は、戦前、天皇主権を定めた大日本帝国憲法のもとで、教育に対する基本理念として天皇が国民に命じる形式で制定されたものであり、12 の徳目の最後が「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と、天皇のために命を賭して戦うことを美德として国民に求め、子どもたちを侵略戦争に駆り立てる精神的支柱としての役割を果たしたものです。

戦後、戦前の軍国主義につながる制度が廃止される過程で、軍人勅諭などとともに教育勅語を廃する決定が行われ、文部省は 1946 年 10 月、式日等における教育勅語の奉読をさしとめる次官通牒を発し、1948 年には衆・参両議院で、排除・失効決議が行われました。衆議院の排除決議では、教育勅語の根本理念が「主権在君」や「神話的国体観」にもとづいていること、また、基本的人権を損ない、国際的な信頼を裏切るものであることを指摘しています。さらに、「その指導原理的性格を認めない」として政府が「直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」としました。

ところが、安倍内閣は 3 月 31 日、民進党初鹿明博衆議院議員の質問趣意書に答える形で、教育勅語は「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との閣議決定を行いました。憲法違反の重大な項目を政府の一方的な見解として閣議決定し、濫用していることは許されることではありません。

戦後、教育勅語が排除されたのは新憲法と真逆なものであったため、これを「憲法に反しない」で教材に扱うなど、ありえないことです。また松野文部科学大臣は 4 月 4 日の記者会見で、「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使つてはいけなと私が申し上げるべきではない」とも述べ、さらに義家弘介文科副大臣は、4 月 7 日の衆議院内閣委員会において、「朝礼で教育勅語の朗唱すること」は「問題のない行為であろうと考える」と憲法違反の答弁を繰り返しています。1948 年の衆・参両議院での排除・失効決議を無視し教育勅語を教えることを容認するこれら閣僚の発言は、憲法上断じて許されるものではありません。

私たちは、憲法を守り、子どもたちの平和な未来と民主的教育を守る立場から、以下のことを求めます。

記

- 一、安倍内閣は直ちに、教育勅語を容認するとして 3 月 31 日の閣議決定を撤回すること
- 一、文部科学行政を司る文部科学大臣及び副大臣の発言を撤回すること